

人間ドック受診費用補助

1 給付要件

- (1) 公立学校共済組合が実施する教職員人間ドック・脳ドック・PET検診・割引人間ドックの受診に対し、1年度につき1回限り3,000円を上限に補助します。

1年度のうちに人間ドックと脳ドックを受けた場合でもどちらか片方の受診費用のみ給付の対象となります。

- (2) 受診後、人間ドック補助請求書（第5号様式）に人間ドックを受診したことのわかる領収書の写しを添付し、所属長の承認を受け、振興会に提出してください。

2 注意事項

- (1) 領収書に人間ドックを受診したことがわかる受診コース名が記載されていない場合は、受診コース名がわかる資料を添付してください。

例) 受診コース名が「Cコース」等では、人間ドックを受診したことが確認できません。

また、オプション料金の内訳が書かれていない場合は、各オプション料金がわかる資料を添付してください。

例) 教職員人間ドック等申込手引書7頁から10頁の該当箇所にマーカーをひく。受診した医療機関のオプション一覧にマーカーをひく 等

- (2) オプションの費用は給付の対象ではありません。

支払額の中にオプション料金が含まれていてもオプション料金は給付の対象とはなりません。

- (3) 領収書を紛失した場合は、医療機関に再発行していただくか、医療機関から支払証明書を発行していただく。なお、領収書の再発行及び支払証明書の発行には手数料がかかる場合があります。

- (4) 領収書の原本を提出された場合でも領収書の返却はいたしませんのであらかじめご承知ください。

- (5) 市町村や他団体から補助を受けた場合は、その補助額を差し引いた額に対して補助をします。

例) 医療機関への支払い(オプションを除く)が23,000円で市町村互助会等から5,000円の補助がある場合

医療機関への支払い	23,000円	
互助団体からの給付	△ 5,000円	
差引額	18,000円	⇐ この額から3,000円を補助する。
振興会	3,000円	
本人負担	15,000円	

人間ドック補助請求書については、振興会ハンドブック令和2年度版85頁をコピーしていただくか、「各種事務手続き」からダウンロードすることもできます。

給付金の振込予定日は、振興会で請求書を受領した月の「翌月25日(営業日)」です。給付スケジュールについては、振興会ハンドブック令和2年度版65頁をご覧ください。